

トービン税とグローバル経済

金子 文夫

横浜市立大学国際総合科学部教授

はじめに

経済グローバル化の最先端は、金融取引、通貨取引の部門に見出される。世界の貿易と直接投資の規模は、過去20年の間に3倍程度の増加を示した。これに対して通貨取引の規模は10倍から20倍といったスケールで拡大を続けている。貿易や直接投資等の実体経済から遊離した巨額のマネーが、為替相場や金利の微細な変動を検知して世界中を駆け巡っている。その過程で、大小の通貨危機の発生が不可避となる。そうした通貨危機への処方箋として提起されているのが、通貨取引への課税、すなわちトービン税である。

トービン税はまた、通貨取引が巨額であるがゆえに、膨大な税収が見込まれる。そこで、世界の貧困

問題の解決のためにも、トービン税への期待が高まっている。このようにトービン税は、経済グローバル化の二つの負の側面—通貨危機、貧困問題—の双方に対処できる有効な方法として、世界の市民社会運動、とりわけヨーロッパの市民運動で注目を集めている。

もちろん、その実現への道程は平坦ではないが、長い目で見れば少しづつ前進しているといえる。グローバルな経済活動に課税し、グローバルな問題に税収を充当するという意味でのグローバル・タックスは、トービン税以外にも様々な手法が検討され、一部では実施に移されている。こうしたグローバル・タックスの理念が世界の市民社会で広く共有されたようになった時、トービン税は現実味を帯びてくるであろう。

以下では、トービン税の起源とその後の進化の過程をたどり、その意義と背景を検討し、さらに近年におけるグローバル・タックスの動向にも論及することしたい。

かねこ ふみお

1948年生。東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得満期退学。横浜市立大学助教授などを経て、現在横浜市立大学国際総合科学部教授。

専門はアジア近現代史、日本経済史。経済学博士。著書・論文：『東アジアと日本』（『現代の理論』復刊2号 2005）、『トヨタのグローバル戦略』（『季刊ビルズ・プラン研究』26号、2004）、『近代日本における対満州投資の研究』（近藤出版社、1991）など多数。

トービン税の起源

アメリカのケインズ派経済学者ジェームズ・トービン（ノーベル経済学賞受賞）が、通貨取引への課税を提起したのは、1970年代のはじめであった。その背景として、戦後の国際通貨システムがドルを基軸通貨とする固定相場制から変動相場制へと劇的に転換していった事実を指摘することができる。トービ

ンの関心は、税収ではなく、一国のマクロ経済政策の自律性を維持する点に向けられていた。為替相場の急変による経済政策の攪乱を回避すること、そのため通貨取引に一定の規制を加えることが主旨であった。「たっぷり油のさされた国際金融の歯車に少々の砂粒を撒く」程度の規制を提案したのである。

しかし、トービンの提案は、当時の経済学界、実務家の世界ではほとんど相手にされなかつた。税率が低ければ通貨投機は抑制できないし、高ければ実需に基づく取引の妨げになる、世界で同時に実施しなければ課税回避が生じるし、といって世界一斉導入は不可能だ、などの批判が寄せられた。その背後には、市場規制を極力排除しようとする多国籍資本の政治力の増大、それを反映した新自由主義イデオロギー優位の時代状況がうかがわれる。福祉国家から小さな政府への転換、ケインジアンには不遇な時代の流れがあつたように思われる。

ところが、トービン税を否定した新自由主義的グローバリゼーションの進行そのものが、様々な否定的事態を引き起こしていく。開発途上国の債務危機、それに対処するIMFの構造調整政策がもたらす貧困の拡大、そしてまた通貨投機と経済危機の連鎖、こういった一連の事態が、処方箋としてのトービン税の再発見、再評価を促すことになる。冷戦体制が解体した1990年代に入ると、トービン税は新たな側面から脚光を浴びることになるのである。

グローバル化とトービン税の再発見

1990年代に再発見されたトービン税は、三つの意義をもつと考えられる。

第一は、巨額の税収が見込まれることである。金融のグローバル化によって、通貨取引の量は1970年代とは桁違いに膨らんだ。ごく低率の課税であつても、税収総額は膨大なものになると想定される。この点に着目したのが国連開発計画(UNDP)であった。UNDPは1994年の『人間開発報告』のなかで、トービン

税を財源とする貧困問題への取組みを提案している。この提案は、1995年の国連社会開発サミット(コペンハーゲン)に引き継がれた。

グローバル化による世界の南北格差の拡大、南の貧困問題の深刻化に対して、通常の政府開発援助(ODA)では決定的に財源不足であった。しかもODAは年度によって額が変動するなど安定性を欠き、国益と結びつきやすいという限界を免れなかつた。トービン税は税金であるため、量の多さ、安定性、国益からの距離などの点で多くの魅力を備えていた。トービン自身は税収の使途にはほとんど関心を抱いていなかつたものの、UNDPの提案には賛意を示している。

しかし、アメリカ政府はこの種の提案に強い拒否反応を示した。サミットをはじめとする国際会議の場で、トービン税を議題とすることすら拒絶していく。そのため、以後は「革新的資金メカニズム」などといった曖昧な表現に流し込まれていくが、いずれにせよ税収への注目はトービン税再評価の第一項目にあげられるものである。

第二は、通貨危機への有効な対処が期待できることである。これはトービンの当初案の眼目であり、1980年代から90年代にかけて繰り返された大小の通貨危機、とりわけ1997～98年のアジア通貨危機によって、改めてトービン税への関心が喚起された。アジア通貨危機によってタイ、インドネシア、韓国はIMF管理下の厳しい経済運営を余儀なくされ、その負担は貧困層に押しつけられた。アジア通貨危機を契機に、フランスをはじめ世界各地に通貨投機の抑制を求める市民運動団体・アタック(ATTAC)が結成され、世界的な反グローバリゼーション運動の潮流を形成していく。

この運動のなかで、トービン税の構想は進化を遂げていく。一つは二段階課税方式の提起である。当初の案では、税率の水準設定がむずかしく、低すぎれば効果がなく、高すぎては本来の経済活動を阻害するという難問が突き付けられていた。進化したトービン税では、平時にはごく低率の課税によって本来的

経済活動に影響を与える、投機的攻撃が生じた際に取引を禁止するなどの高率課税に切替え、混乱を回避するという二段階方式をとる。これは株式市場などすでに導入されている手法であり、これによって税率設定の難問には回答がなされた。いま一つは、課税回避への対処である。近年の情報通信技術の発達によって、世界の通貨取引は電子的に捕捉可能になってきており、支払（決済）地での課税の有効性が主張されるようになった。ここから発展して、アメリカが参加せずともヨーロッパ規模で、さらには1国だけでも実現可能とする見解も出されている。

トービン税の第三の意義として、税金管理機関の民主的運営が提起されている。国際機関であるIMFや世界銀行は、先進国優位の意思決定システムのゆえに、途上国や市民社会から強い批判を受けている。そのため、トービン税を管理する国際機関は、新設にせよ既存機関の活用にせよ、途上国や市民社会の意思を反映できる仕組みでなければならないという主張である。この点は、トービン税を反グローバリゼーション運動の一環として位置づけている運動体で特に強調されている。

ミレニアム開発目標とトービン税

再発見されたトービン税の三つの意義のなかで、最も関心の高いのは税収確保の点である。それは、2000年に提起された国連のミレニアム開発目標（MDG）と結びついて、脚光を浴びることになった。MDGは、貧困と飢餓の撲滅、初等教育の普及、女性の地位向上、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、HIV／エイズ・マラリア等の防止など、八つの分野で18の目標、48の具体的指標を設定し、2015年までにその実現を図ろうという大規模な国際的取組みである。その実現には、先進工業国の積極的取組み、多額の資金拠出が不可欠である。そのため、まずODAの大幅な増額、国民所得の0.7%水準への引き上げが必要であるが、現状ではとうてい実現しそうにない。そこで、各国はODAとは別の資金源の

開発を模索していった。

ドイツ政府は、2002年の開発資金に関するモンテレー会議で、トービン税の可能性についての報告書を提出した。そこには、ヨーロッパ規模でのトービン税導入への言及がなされている。イギリス政府は、2004年頃から、国際金融市場で政府保証付き債券を発行し、調達された資金をMDGに充当するIFF（国際金融ファシリティ）の提案を行っていく。これは部分的に実施に移された。

より包括的な提起は、フランス政府によるものである。シラク大統領は、開発資金の革新的調達方法を探る委員会を設置し、2004年にその報告書（代表の名前をとってランドー・レポート）を公表した。注目されるのは、この委員会には、政府、国際機関、経済界ばかりでなく、アッタックなどの市民運動団体からの参加がみられたことである。ランドー・レポートは、開発資金の調達の可能性について、非常に包括的な検討を行っている。ODA、IFF、そして国際税はもちろんのこと、寄付、宝くじまであげている。そのなかで中心になるのはやはり国際税であって、課税対象は、通貨取引ばかりでなく、多国籍企業の利益、二酸化炭素の排出、 plutonium の生産、武器の取引、航空輸送燃料、航空券、インターネット通信など、広範囲にわたっている。フランス政府は、このレポートを基礎にして、ブラジル、チリ、スペイン政府などと連携し、世界の貧困問題解決のための国際連帯税キャンペーンを主導しようとしている。

その具体化の第一歩が、航空券への課税である。フランスは2006年7月から、フランス発の国内線・国際線の航空券に、クラス別に1ユーロから40ユーロの課税をはじめた。税収はアフリカの医療支援を担当する国際機関に回される。国際航空券税は2006年にフランス、チリなど4カ国が導入し、2007年にはブラジル、韓国などさらに10カ国が導入を予定している。

しかし、現在のところ、参加予定国はフランス旧植民地の小規模な国が大部分を占め、大国の参加は見られない。したがって税収の規模もそれほど多くは

ない。その意味では、MDGのための貢献度は金額的には多くはないが、グローバルな活動に課税し、グローバルな課題に充当するというグローバル・タックスの理念を体現した意義は評価すべきであろう。

グローバル・タックスの可能性

ランドー・レポートの公表から航空券税導入にいたる流れは、確かに国際税の世界に新たな地平を切り開いたといえる。一国の課税主権を制約し、伝統的な国家主権の枠組みを突き崩す第一歩となるこの試みは、国家統合を進めるヨーロッパのなかから生まれたものであり、世界的なグローバリゼーションの一局面とみることもできる。しかし日本政府は、この種の国際税の導入にはきわめて冷淡であって、ODAを国益の観点から運用することにしか関心が向いていないようである。

ところで、一連の革新的資金メカニズムをめぐる議論で問題なのは、もっぱら税収、資金調達の側面に関心が集中し、トービン税の重要な柱である通貨取引の規制の側面が後景に退いている点である。ランドー・レポートでは、経済界からの参加を意識したためか、通貨取引への課税目的は税収であって、投機の抑制ではないとわざわざことわっているほどである。2000年代前半に、フランス、ベルギーなどであげられたトービン税導入の国会決議は、スペイン、イタリアなどへ波及していくはずであったが、やや息切れしてしまった感がある。

とはいえ、市民運動のサイドでは、規制の側面への関心は持続している。フランスが主導した国際連帯税キャンペーンは、2006年3月のパリを皮切りに、7月ブラジル（ブラジリア）、2007年2月ノルウェー（オスロ）、9月韓国（ソウル）へと国際会議を重ねてきている。2008年にはアフリカのセネガル、ギニアでの開催が予定されている。そしてそこには、各国政府とともに有力なNGOの代表たちも参加している。そうした会議の場では、国際連帯税（航空券税等）と並んで、通貨取引税、タックスヘイブン規制、移民送金

などがテーマに取り上げられている。いずれも国際金融取引への規制を意図したものであり、市民運動側の関心は高い。トービン税一本ではなかなか進展が見られないため、多角的に規制を考えていこうとする戦略である。

移民送金規制とは、途上国からの出稼ぎ労働者が本国に送金する際、仲介する銀行が徴収している多額の手数料を削減して、貧困問題解決の一助にしようという発想である。タックスヘイブン規制は、多国籍企業・国際金融資本のグローバルな活動に挑戦するきわめて重要な課題である。世界には、多国籍企業に合法的な脱税の場を与えて多くのタックスヘイブンが存在する。かつての植民地から独立する際、不完全な国家（「属領」）となった地域があり、国家主権を盾にしてペーパーカンパニーの設立を通じた脱税やマネーロンダリングを容認している。その代表例がカリブ海のケイマン諸島（旧英領）であろう。ちなみに日本の金融・保険業の対外直接投資残高は2005年末に約8兆円と推計されるが、ケイマン諸島はその4分の1の2兆円を吸収している。これは金融・保険業投資としてはアメリカ向けやヨーロッパ各国向け合計に匹敵する規模であり、イギリス向けよりもはるかに多い。

タックスヘイブン規制は、テロ対策の観点からアメリカが検討したこと也有った。その意味では、規制の嫌いなアメリカすらまきこんでいく可能性がないとはいえない。ヨーロッパでは、近年関心を呼んでいるCSR（企業の社会的責任）の観点から、タックスヘイブンを利用する企業を糾弾する試みがはじまっている。

タックスヘイブン規制が多国籍企業への課税に結びつき、トービン税と連動するならば、グローバル・タックスは本格化の段階に入り、グローバル社会は公正な社会に一步近づくことになろう。そのための取組みが日本でも強く求められている。■

【参考文献】

ブリュノ・ジュタン著、和仁道郎訳『トービン税入門』社会評論社、2006年